

## 第46回 クリーンセンター滋賀環境監視委員会 会議概要

1. 日時 令和4年9月8日(木) 10:00~12:00
2. 開催場所 クリーンセンター滋賀 研修室 他
3. 出席者

### ○環境監視委員

学識経験者:金谷委員長

住民代表 :中島(茂)委員、中島(常)委員、  
東委員、筒井委員、渡邊委員、  
中島(仁)委員

事業者 :深川委員、住田委員

滋賀県 :青木委員

甲賀市 :澤田委員(代理 地平勝弥次長)、  
谷委員、福井委員

公社 :武村委員



### ○事務局:公益財団法人滋賀県環境事業公社

小松副理事長、木村所長、  
小西副所長、新井次長、久村副主幹、  
山本副主幹、田中副主幹

## 4. 議事概要

(1) あいさつ (公社 小松副理事長)

(2) 活動内容報告

- 1) クリーンセンター滋賀の搬入実績について ..... 資料1
- 2) 水質調査結果について ..... 資料2
- 3) 硫化水素自主測定結果について ..... 資料3
- 4) その他報告事項
  - ・放射線の自主測定結果について ..... 資料4
  - ・環境影響評価事後調査結果(動物・植物)について ..... 資料5
  - ・遮水シートの損傷について ..... 資料6
  - ・今後のスケジュールについて ..... 資料7

## 【意見および質疑の概要】

注) 以下、記号 ◇ は委員の発言、記号 ⇒ は事務局公社職員の発言

### ◎議題1 クリーンセンター滋賀の搬入実績について

(資料1に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)

- ◇ このままの搬入量であれば、令和5年のときには、埋め立て容量に対する割合として、どの程度埋立できるのか。
  - ⇒ 昨年と同様の搬入になれば、概ね100%と見込んでいます。受け入れ終了まで、容量を確保するため引き続き搬入を継続してもらえよう努力します。
  
- ◇ 100%というのは、見た感じでどのくらいのものになるのか。
  - ⇒ 許可の容量の範囲内で、造成の最終形状案（小段と斜面を作り、段々の形状の上部には平場があるようなものを作っていく）になるよう計画的に埋め立てています。

### ◎議題2 水質調査結果について

(資料2に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)

- ◇ 大腸菌群数の値が高くなっているときがあるが、外部への影響は何かありますか。
  - ⇒ 大腸菌群数は、河川での汚濁状態の1つの指標になっているものですが、監視すべきは人由来の大腸菌群ですが、現在の分析方法では人由来の大腸菌以外のものも含めて結果が出てきます。汚濁の進んでいる下流河川では、細菌が育ちやすく値が高くなりやすいというのが一般的な概念です。そのため、大腸菌という指標で高い値が継続するようであれば、流入する河川で原因を確認する必要がありますが、通常の県内河川の状況と比較しても、同程度の数値や変化であり、支障のないものと考えています。
  
- ◇ 大腸菌は、増えたのか、投入されるもので加えられたのか。また、問題があることではないのですか。
  - ⇒ 通常、河川は水が流れていて、その水を調べますが、そこにいる菌が、水温が高いときや水が少ないときは増殖しやすく値が大きくなることになるなど、いろいろな条件によって数値が増えやすいときがあります。

処分場の処理水は、下水道に流しているため河川には入っていません。ただ、いずれの河川でも自然的な要因でも「汚れ」、言い換えれば「栄養」があるので、その場の水温等の条件により大腸菌群数の変動があります。

### ◎議題3 硫化水素自主測定結果について

(資料3に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)

◇ 特許を取得されたというのは素晴らしいことである。

現実に成果を上げられたということになる。

⇒ ありがとうございます。

地域にご迷惑をかけた経過がありますので、今後もこの技術を活用できることになり、ご迷惑をかけないようにしっかり活用してまいります。

◇ 他の処分場へ技術供与するなり、営利目的ではないにしても、試行錯誤されてきたので、無償ではなくて、説明や資料も示す必要もあるだろうし、多少なりとも使用料的なものにとられてはどうか。

◇ 確かに、必要はあると思います。車の業界などでも特許部門を持っていて、低料金であっても販売・技術提供している例はある。使用時には連絡をもらうようにして、利用にあたっての説明も必要であろうし、クレームがあっても困るので、検討されてはどうか。

⇒ こういった処分場での硫化水素対策は、同じように公社のような公共性のあるところでも課題になっているところがあるが、それらのところとは公社連絡協議会などの情報交換の場で、他の課題とともに情報提供などやり取りをして、持ちつ持たれつの状況にあります。また、公益財団法人という立場からも、硫化水素ガスにより処分場の周りの住民の皆さんに迷惑をかけると公共の目的に反しますので、そういう場面で技術を利用いただけるのであれば、公益にもつながるので、公益性に鑑みて、そのような場合での利用に使用料等の徴収は想定せず、広く使用していただける状況にすることとしています。

他で特許を取られて、当公社の利用に制限がかかるといけないので、特許で権利確保した意味合いもあり、それは達成できています。

◇ 請求の項目数は多いのか。数に応じて、維持するだけでも費用が必要であるが。

⇒ 7項目の請求になっています。特許公報に掲載されています。特許手続きにより公知の技術となりましたので、いずれ広く使われるようになれば、登録の維持をしないことも考えており、ご指摘も踏まえて検討していくこととします。

## ◎報告事項

### <資料4>放射線の自主測定結果について

(資料に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)  
質問なし。

### <資料5>環境影響評価事後調査結果(動物・植物)について

(資料に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)

◇ ゲンジボタルの数386とは、どのように数えているか。

⇒ 専門の調査業者が、次郎九郎川での場所を定め、適切な時期を選んで、夜に目視する範囲で見つけて計数しています。

また、この結果は、アセス関係の公表資料にもなっていますが、地域のみなさんにも広く知ってもらいたいと考えています。

そのため、貴重種がいる場所にご案内するとか、詳細な場所をお示しすることは保全上できませんが、写真を撮ったものなどで分かりやすくして、11月5日の感謝祭では、来場者に見ていただけるように予定をしています。

### <資料6>遮水シートの損傷について

(資料に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める)

◇ 前回は進入路にあたる場所で損傷があり、今回も同じように作業により損傷が生じているが、深堀禁止区域だけでいいのか、そのことで得られている教訓もあろうし、もう少し詳しく教えてほしい。

⇒ シートまで近い、浅い場所での作業時に重機の先でシートをひっかけてしまったことで生じたものです。通路の件は、シートまで浅いところで何千台というダンプの通行の結果、シートに小さな穴が開いたものでありました。今後の作業においては、シートまで50cmに至らない深さのところであれば、重機の走行による影響も考慮する必要があると言われていたり、重機の先がシートに届く位置での作業を注意することになるが、そのような浅い場所での作業はほぼなくなり、重機作業による損傷は想定できなくなります。現在の作業でも注意して作業にあたってもらっていますが、事象は教訓として念頭に置き、日々においては、注意喚起をして作業にあたってもらい、処分場の管理をしてまいります。

◇ 報告先は、旧甲賀町はされているようだが、旧土山町への報告はどうであったか。

⇒ 報告先としては、神区の対策委員長と区長様、市は市役所に報告させていただきました。しかし、甲賀地域、土山地域の市支所へは個別には連絡していません。

◇ 甲賀町地域はもちろんであるが、下流域は土山町地域であるのだから、支所（センター）にも事故はしっかりと連絡してもらいたい。

⇒ 今後は、そのようにいたします。

#### <資料7>今後のスケジュールについて

（資料に基づき公社職員が説明のあと、委員長から委員各員に発言を求める）

◇ 発生ガスを集中していくのか。そのために、また掘り返すことになるのか。

⇒ ガス抜き管が50か所あまりありますので、ガス対策の作業をそれぞれの場所でするのは煩雑になるので、管理が簡易になるよう、できる範囲でガス抜き管を地中で連結してガスを集約することを検討しています。連結する管は、これから最終覆土として1.5m乗せることになるので、覆土作業をしながらその中に配置

していくことになるが、管理が簡易になり、確実な管理できるよう、現在、集約方法を検討しているところです。運用期間が長く書いているのは、現在使用している脱硫剤の使い方やその他の方法もないかなど、検討しながら実施する予定です。

◇ 集約すれば、管のサイズも大きなものが必要になり、管理を継続できないといけませんが、途中で詰まってしまったとか、大きな施設であるので、わからなくなる可能性もある。検討の最初ということであれば、今後説明してもらえるのか。

⇒ たくさんのガス抜き管があるので、その残し方とか、つなぎ方、管の径をどうするのかなどは、ご指摘の通り大事なことでありと認識して、課題として検討しており、検討結果が出ていないので、具体的には説明できない段階です。

今後、廃棄物の受け入れを終了し、覆土をしていく時間もあるので、その状況を見て進めることになるので、時機を見て説明させていただきたい。

## ◎その他

◇ 公社に対してというより、滋賀県に対してのお願いです。

環境監視委員会の範疇ではないけれど、滋賀県民としては、不法投棄の防止とか不適正処理を防止する目的もあって始まっているが、県の方針として最終処分場はないとされた。年間5万トンの産業廃棄物を受け入れているが、令和5年10月以降、受け入れがなくなるとどうなるか心配である。

そういう状況であるので、クリーンセンター滋賀で受け入れている排出事業者に対して、受け入れ先の候補はどことか、受け入れの料金や事前協議はどれくらいかかるとかの情報を提示できるようまとめをしたり、公社が事業者へ営業しているという話もされたので、その時に令和5年10月以降どうされるか聞くとか、公社の協力を得ながら、あるいはお願いしてでも、滋賀県が調べることが必要であると思う。来年度10月までに行うことが必要ではないか。排出事業者への情報提供、情報収集をして、できれば令和4年度内にはまとめる必要がある。特に、大口よりも小口の業者のことが心配である。

また、不法投棄が増える心配もあるので、県あるいは市の議会などでも聞かれるかもしれないし、このような予定で検討しているのに不法投棄とかの心配はないと言え

るよう情報をまとめておく必要があるのではないか。

情報収集はしているのですか。

⇒ ご心配いただいていることについては、公社の立場では、令和5年10月までは、皆さんの廃棄物をしっかりと受けさせていただくことが前提ですので、積極的につなぎ先を紹介しますとまでは言えませんが、近隣業者の情報では、契約まで約1か月程度の事務的な時間が必要であること、廃棄物の内容を見るために、排出者さんへ訪問することや、小口の事業者でも受け入れていると回答を得ています。それで、当センターに搬入されている方から相談があれば、直接相談をしてもらうように情報をお話しすることを始めております。

また、受け入れ廃棄物では、混合廃棄物が多くを占めている状況にあり、その搬入量の多い業者は中間処理業の方が主ですが、中間処理業を維持するためにもその後のつなぎ先はめどを立てながら進めている状況であることと、地の利などもあるので当クリーンセンター滋賀も利用をさせてもらうとの話も聞いております。

⇒ 県内の大きな不法投棄は減少しており、これまでの間、当センターが一定の役割を果たしてきたと考えています。また、県内でも民間で最終処分場の計画があると聞いております。一方、廃掃法の厳罰化が進み、不法投棄も近年は散在性ごみ（いわゆるポイ捨てのごみ）が課題となっている状況があります。

県の方では、民間活力を生かした廃棄物処理、3Rのリサイクル、再生利用などの流れを進めておられる状況ですが、産業廃棄物の処分は、県内廃棄物の処理は現在でも当施設だけではなく、県内だけでもすべてできておらず、地域のネットワークで県外での処分も行われています。

⇒ 県庁においても、検討しているので、主旨を伝えておきます。

◇ 次回あるいは次々回の委員会ででも、情報提供として報告してもらいたい。

⇒ わかりました。

<処分場の視察地にて>

(場内入り口付近から、埋立作業の状況について、事務局から説明)

◇ 作業は、いつ頃までかかるのか。土はここにある土で足りるのか。

⇒ 受け入れの終了自体は、令和5年10月までで、その後、造成作業が令和7年3月くらいまでを予定しています。土は、場内の土を利用していますが、全体的には不足するので、覆土に使える性状であるかを確認したうえで公共残土を受け入れることとなります。

◇ 搬入台数はどれくらいになるのか。地元には示されるのか。

⇒ 今のところ3万m<sup>3</sup>くらいかと推定しており、1日あたりでは今の搬入車両の数までに収まると考えています。

地元と相談してどうするか決めることとなります。